

(書式 1 - 4 - 3 2)

在船者遺言の標準遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇海運株式会社の〇〇丸に乗船して航海中、後記の船長及び証人 2 人の立会のもとで、次のとおり遺言をし、この証書を作成した。

- 1 遺言者の有する不動産、預貯金、現金をすべて妻〇〇〇〇に相続させる。
- 2 遺言者の有する株式、社債、ゴルフ会員権をすべて長男〇〇〇〇に相続させる。
- 3 遺言者は、この遺言の執行者として長男〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇海運株式会社〇〇丸船長

立会人 〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

証 人 〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

証 人 〇 〇 〇 〇 印

解説

遺言書は、遺言者の自書である必要はなく、代筆でもよい。その場合は、筆者も署名、押印する必要がある（民法第980条）。

この方式も検認が必要であり、遺言者が6か月生存するときは効力を失う（民法第983条）。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所